（仮称）鹿児島市新学校給食センター整備運営事業

実施方針

あなたとわくわく

マグマシティ
鹿児島市

令和７年９月

鹿児島市

目　次

第１章　実施方針の位置付け ..... - 1 -

第２章　特定事業の選定に関する事項 ..... - 2 -

2.1　事業内容に関する事項 ..... - 2 -

（1）　事業名称 ..... - 2 -

（2）　事業に供される公共施設等の種類 ..... - 2 -

（3）　公共施設等の管理者の名称 ..... - 2 -

（4）　事業の目的 ..... - 2 -

（5）　事業方式 ..... - 2 -

（6）　事業期間 ..... - 3 -

（7）　事業用地の概要及び提供食数等 ..... - 3 -

（8）　本事業の基本方針 ..... - 3 -

（9）　事業者及び市の業務範囲 ..... - 5 -

（10）　事業者の収入 ..... - 7 -

（11）　事業スケジュール（予定） ..... - 8 -

（12）　遵守すべき法令等 ..... - 8 -

（13）　事業期間終了後の措置 ..... - 8 -

2.2　特定事業の選定・公表に関する事項 ..... - 8 -

（1）　選定の基本的考え方 ..... - 8 -

（2）　選定の手順 ..... - 9 -

（3）　選定結果の公表 ..... - 9 -

第３章　民間事業者の募集及び選定に関する事項 ..... - 10 -

3.1　募集・選定に関する基本的事項 ..... - 10 -

（1）　基本的考え方 ..... - 10 -

（2）　選定方法 ..... - 10 -

（3）　選定委員会の設置 ..... - 10 -

（4）　審査方法 ..... - 11 -

（5）　公募の中止等 ..... - 11 -

（6）　優先交渉権者を選定しない場合 ..... - 11 -

3.2　募集・選定の手順 ..... - 11 -

（1）　募集・選定のスケジュール ..... - 11 -

（2）　実施方針等に関する説明会及び現地見学会の実施 ..... - 13 -

（3）　実施方針等に関する質問・意見等の受付及び回答の公表 ..... - 14 -

（4）　実施方針等に関する個別対話の実施 ..... - 14 -

(5)　実施方針等の変更 ..... - 15 -
(6)　特定事業の選定・公表 ..... - 15 -
(7)　募集要項等の交付 ..... - 15 -
3.3　応募者の備えるべき参加資格要件 ..... - 16 -
(1)　応募グループの構成等 ..... - 16 -
(2)　応募者の参加資格要件 ..... - 17 -
3.4　提案書類の取扱い ..... - 23 -
(1)　著作権 ..... - 23 -
(2)　特許権 ..... - 23 -
3.5　ＳＰＣとの契約手続き ..... - 24 -
(1)　契約手続き ..... - 24 -
(2)　ＳＰＣ設立等の要件 ..... - 24 -

第４章　民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項. - 25 -

4.1　基本的考え方 ..... - 25 -
4.2　予想されるリスクと責任分担 ..... - 25 -
4.3　市による事業の実施状況の監視（モニタリング）等 ..... - 25 -
(1)　設計・建設等施設整備段階 ..... - 25 -
(2)　本施設の引渡し段階 ..... - 25 -
(3)　維持管理・運営段階 ..... - 26 -
(4)　モニタリングの費用負担 ..... - 26 -
(5)　モニタリングの結果への対応 ..... - 26 -

第５章　公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 ..... - 27 -

5.1　立地条件 ..... - 27 -
5.2　施設の基本条件等 ..... - 28 -
(1)　施設の基本条件 ..... - 28 -
(2)　提供食数 ..... - 28 -
(3)　施設稼働日数 ..... - 28 -

第６章　事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 ..... - 28 -

6.1　基本的考え方 ..... - 28 -
6.2　管轄裁判所の指定 ..... - 28 -

第７章　事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項 ..... - 29 -

7.1　基本的考え方 ..... - 29 -
7.2　事業の継続が困難となった場合の措置 ..... - 29 -

(1)　事業者の責めに帰すべき事由の場合 ..... - 29 -
(2)　市の責めに帰すべき事由の場合 ..... - 29 -
(3)　市及び事業者の責めに帰すことのできない事由の場合 ..... - 29 -
(4)　その他の事由の場合 ..... - 30 -
7.3　市と金融機関（融資団）との協議 ..... - 30 -

第８章　法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項 ..... - 31 -
8.1　法制上及び税制上の措置 ..... - 31 -
8.2　財政上及び金融上の支援 ..... - 31 -
(1)　国庫支出金及び地方債 ..... - 31 -
(2)　その他の財政上及び金融上の支援 ..... - 31 -

第９章　その他特定事業の実施に関し必要な事項 ..... - 32 -
9.1　議会の議決 ..... - 32 -
9.2　応募に伴う費用 ..... - 32 -
9.3　本事業において使用する言語・通貨単位 ..... - 32 -
9.4　情報公開・情報提供 ..... - 32 -
9.5　実施方針等に関する問合せ先 ..... - 32 -

[別紙１]　リスク分担表（案） ..... - 33 -

[別紙２]　事業用地位置図 ..... - 38 -

[様式１]　実施方針等に関する説明会及び現地見学会参加申込書 ..... - 39 -

[様式２－１]　実施方針等に関する質問書 ..... - 40 -

[様式２－２]　実施方針等に関する意見・提案書 ..... - 41 -

[様式３－１]　実施方針等に関する個別対話参加申込書 ..... - 42 -

[様式３－２]　実施方針等に関する個別対話での確認事項 ..... - 43 -

[様式３－３]　実施方針等に関する個別対話での提案事項 ..... - 44 -

第１章　実施方針の位置付け

鹿児島市（以下「市」という。）は、「(仮称）鹿児島市新学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。)」について、「鹿児島市新学校給食センターの整備・運営手法調査（報告書）(令和７年３月)」等に基づき、行政と民間それぞれの役割と責任を明確にしつつ、サービスの継続性を確保した上で民間活力の活用を推進し、効率的かつ効果的な施設の整備と運営を行うため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「ＰＦＩ[1]法」という。)」に基づく事業として実施することを予定している。

この実施方針は、ＰＦＩ法及び市ＰＦＩ導入基本方針に基づく特定事業[2]の選定並びに本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の選定にあたり、民間事業者の事業参入に向けた検討を容易にするとともに、民間事業者の意見等を踏まえた効率的かつ実効性の高い事業実施とするため、ＰＦＩ法第５条第１項及び第２項の規定に基づき定め、同条第３項の規定に基づき公表するものである。

[1] Private Finance Initiative の略。公共施設等の設計から建設、維持管理、運営を民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

[2] 公共施設等の整備等に関する事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、効率的かつ効果的に実施されるもの。（ＰＦＩ法第２条第２項）

第２章　特定事業の選定に関する事項

2.1　事業内容に関する事項

(1)　事業名称

（仮称）鹿児島市新学校給食センター整備運営事業

(2)　事業に供される公共施設等の種類

学校給食法第６条の規定に基づく共同調理場

(3)　公共施設等[3]の管理者[4]の名称

鹿児島市長　　下鶴　隆央

(4)　事業の目的

本事業は、学校給食法に基づく学校給食での施設面や調理環境に関する衛生管理の基準を定めた「学校給食衛生管理基準[5]」への対応や学校給食センター及び自校方式校給食室の老朽化並びに松元、中央、谷山学校給食センターにおける飽和化[6]の状況等を改善し、子どもたちの健やかな成長を支える安全で安心な給食の提供を継続的に実施するため、「松元地域を中心とした新学校給食センターの整備方針（令和５年２月）」及び「鹿児島市新学校給食センター整備基本計画（令和６年３月）」に基づき、現在の松元学校給食センターに代わる新学校給食センター（以下「本施設」という。）を整備するものである。

事業の実施にあたっては、「鹿児島市新学校給食センターの整備・運営手法調査（報告書）」等に基づき、民間事業者が設計、建設、維持管理、運営を一貫して実施することにより、維持管理、運営企業の考えに沿った効率的かつ効果的な作業環境の創出が期待できることや一括発注等によるコストの削減が見込まれることなどから、ＰＦＩ方式による実施を予定している。

(5)　事業方式

本事業は、ＰＦＩ法第 14 条第１項の規定に基づき、市と事業契約を締結する事業者が、市の所有する土地に本施設を整備し、竣工後施設の所有権を市に移転した後、事

---

[3] ＰＦＩ法第２条第１項各号に規定する施設をいう。
[4] ＰＦＩ法第２条第３項各号に規定する者をいう。
[5] 平成 21 年文部科学省告示第 64 号。わが国で平成８年に発生したO157 による学校給食での食中毒事故を契機に、学校給食法第９条に位置付けられた。
[6] 調理可能な食数に対して超過した児童生徒数等に係る給食を提供している状態。

業期間中に係る本施設の維持管理・運営等を行うＢＴＯ[7]方式による実施を予定している。

(6)　事業期間

事業契約締結日から令和 26 年８月 31 日までとする。

(7)　事業用地の概要及び提供食数等

事業用地	鹿児島市石谷町 1150 番ほか５筆
敷地面積	12,012.54 ㎡
提供食数	１日あたり最大 10,000 食
受配校[8]	２園 21 校（幼稚園２園・小学校 15 校・中学校６校）

(8)　本事業の基本方針

本事業は、次の点を十分に踏まえ、実施するものとする。

① 安全・安心で持続可能な魅力あるおいしい学校給食の提供

ア　衛生管理の徹底

(a)　ＨＡＣＣＰ[9]の考え方に基づき、学校給食衛生管理基準等に適合した施設とし、徹底した衛生管理のもとで業務運営を行う。

(b)　「調理後２時間以内に給食」を前提に、効率的な配送計画に基づく配送を行う。

(c) 食中毒リスクの分散や食材の安定的確保を図るため、５献立とする。

（参考）１日あたり最大 10,000 食の場合における５献立のイメージ

曜日 / 受配校のグループ	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
①（2,000食）	A	E	D	C	B
②（2,000食）	B	A	E	D	C
③（2,000食）	C	B	A	E	D
④（2,000食）	D	C	B	A	E
⑤（2,000食）	E	D	C	B	A

※　ＡからＥは異なる献立を示し、５献立を５日間でローテーションする。

[7] Build→Transfer→Operate。

[8] 本施設から給食の提供を受ける幼稚園・小学校・中学校。各学校名等は要求水準書（案）において示す。なお、これを個別に「各受配校」という。

[9] Hazard Analysis and Critical Control Point の略。食品の安全性を保証する衛生管理の手法のひとつで、原材料の生産から調理、喫食者の口に入るまでの各段階で発生すると考えられる危害を科学的に分析し、その発生を防止するポイントを定めたもの。

イ　食物アレルギーのある児童生徒への対応

食物アレルギー対応専用調理室と専用の設備を備えた施設とする。

ウ　献立の多様化

栄養バランスに配慮した多様な献立を可能とする調理機器を導入する。

エ　働きやすい環境の整備

作業効率のよいレイアウトや空調設備の整備等により、調理員等の負担を軽減した働きやすい労働環境を整備する。

オ　ライフサイクルコストの低減

適正な施設規模とするほか、施設の設計、建設、維持管理、運営全般において民間のノウハウや経験を活かし、ライフサイクルコスト[10]を抑えた安定的で持続可能な施設とする。

② 食育のさらなる充実

ア　食育の拠点としての役割

地域の食育推進における中心的役割を担う施設として、調理室が望める見学スペースや研修室等を設け、学校・家庭・地域に開かれた食育に取り組む施設を目指す。

イ　地場産物の活用

地場産物を食に関する指導における「生きた教材」として活用できるよう、学校給食での積極的な使用に努める。

ウ　デジタル技術の活用

児童生徒や保護者等が調理の様子を身近に感じたり、献立や本市の魅力ある地域資源の情報に主体的にアクセスできるよう、学校に対する給食調理の様子の配信やＳＮＳの活用など、デジタル技術を活用した情報発信が可能となる環境整備に取り組む。

③ 食環境の充実

ア　温かい料理や冷たい料理に適した適温提供を実現する。

イ　樹脂製食器や箸を採用し、より温かみのある食環境を整備する。

[10] 施設の設計、建設、維持管理、運営全般における費用の総額。

④　環境への配慮

ア　再生可能エネルギーの活用に努めるとともに、「鹿児島市公共建築物脱炭素化指針（令和７年８月）」において「Zeb Ready 相当を目指す」としていることを踏まえ、建築物の省エネルギー性能に大きく影響する外壁、窓、屋根等の断熱性能及び形状並びに省エネルギー機器の導入に努める。

イ　将来的な設備改修も想定し、機器の撤去や改修が行いやすい配置や空間の確保に配慮する。

ウ　周辺住民への臭気、騒音及び振動対策等の生活環境保全に配慮する。

エ　残渣等の減容化や再資源化等が可能な設備の導入に努める。

※　民間事業者には、民間のノウハウや創意工夫を駆使した積極的な提案を期待する。
　また、本事業の実施にあたっては、鹿児島市内に本店を有する企業（以下「地元企業」という。）の積極的な活用や地元雇用の創出に努めるとともに、必要な資材等を地元企業から調達するなど、地域経済の発展に配慮すること。

(9)　事業者及び市の業務範囲

①　事業者が実施する業務

ア　設計業務

(a)　事前調査業務

(b)　建築本体（附帯施設を含む。）に係る設計業務

(c)　建築設備に係る設計業務

(d)　厨房設備に係る設計業務

(e)　外構に係る設計業務

(f)　一部受配校の給食室等の改修に係る設計業務

(g)　市が行う交付金申請等に係る支援業務

(h)　その他上記業務を行う上で必要となる関連業務

イ　工事監理業務

ウ　建設業務

(a)　建設工事業務

(b)　引渡し業務

(c)　その他上記業務を行う上で必要となる関連業務

エ　厨房設備の調達・搬入設置業務

オ　各種備品等調達業務

(a)　コンテナ・食器食缶等調達業務

(b)　施設備品等調達業務

(c)　その他上記業務を行う上で必要となる関連業務

カ　一部受配校の給食室等の改修業務

キ　開業準備業務

ク　維持管理業務

(a)　建築物維持管理業務

(b)　建築設備維持管理業務

(c)　厨房設備維持管理業務

(d)　各種備品・配送車両維持管理業務

(e)　清掃業務

(f)　附帯施設・外構維持管理業務

(g)　警備業務

(h)　その他上記業務を行う上で必要となる関連業務

ケ　運営業務

(a)　食材の検収補助・保管業務

(b)　調理等業務

(c)　配送・回収業務

(d)　洗浄・消毒及び残渣等廃棄物処理業務

(e)　衛生管理業務

(f)　献立作成支援業務

(g)　児童生徒に対する食育支援業務

(h)　広報支援業務

(i)　その他上記業務を行う上で必要となる関連業務

② 市が実施する業務（参考）

(a)　献立作成及び栄養管理業務

(b)　食材調達・検収業務

(c)　調理指示及び検食業務

(d)　衛生管理の確認・指導

(e)　各受配校での配膳業務

(f)　児童生徒に対する食育業務

(g)　食数調整業務

(h)　給食費の徴収管理業務

(i)　広報業務（施設見学者の対応を含む。）

(j)　光熱水費の支払業務

(10)　事業者の収入

本事業における事業者の収入は、事業契約に基づき市が支払う本施設の設計・建設業務等施設整備に係る対価及び維持管理・運営業務に係る対価から構成される。(原則サービス購入型[11])

なお、詳細は市が事業者の募集公告時に公表する募集要項、要求水準書、優先交渉権者決定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案）及び様式集等（以下「募集要項等」という。）において示す。

① 設計・建設業務等施設整備に係る対価

ア　市は、事業者が実施する本施設の設計・建設業務等施設整備に係る対価の一部として、国庫支出金及び地方債の適用が可能な範囲については、市への収入が見込まれる年度に、事業者に対して支払う。

イ　市は、事業者が実施する設計・建設業務等施設整備に係る対価として、アの額を控除した額を、維持管理・運営期間にわたり、事業者に対して元利均等方式により割賦で支払う。

② 維持管理・運営業務に係る対価

ア　市は、事業者が実施する維持管理・運営業務に係る対価として、維持管理・運営期間にわたり、事業者に対して支払う。

イ　維持管理・運営業務に係る対価は、固定費と変動費から構成されるものとする。固定費は、本施設の建築物等維持管理、清掃、警備及び提供食数に関わらず生じる人件費等に係る費用を、変動費は、提供食数に応じて変動する調理従事者の人件費等に係る費用を想定しているが、詳細は募集要項等に示す。

ウ　物価変動等を考慮した改定の検討を年１回行う。

[11] 施設の収益性が低い事業において、民間事業者が施設を整備、運営し、市は民間事業者が利用者に提供するサービスに応じた対価（サービス購入料）を支払うもの。民間事業者が調達した施設の整備費用は、サービス購入料によって回収される。主な事例として、学校給食センターや浄水場、一般廃棄物処分場の整備がある。

(11)　事業スケジュール（予定）

優先交渉権者の決定・公表	令和　８年　７月中旬
基本協定締結	令和　８年　８月上旬
事業仮契約締結	令和　８年　８月下旬
事業契約締結（市議会の議決）	令和　８年　９月
設計・建設期間	令和　８年 10 月～令和 11 年　５月（32 か月間）
引渡し（本施設の所有権移転）	令和 11 年　５月
開業準備期間	令和 11 年　６月～令和 11 年　８月（3 か月間）
維持管理・運営期間	令和 11 年　９月～令和 26 年８月（15 年間）
事業期間の終了	令和 26 年　８月 31 日

(12)　遵守すべき法令等

本事業の実施にあたり、事業者は関係法令及び市の条例・規則等を遵守するとともに、各種基準・指針等についても本事業の要求水準と照らし合わせて参考とすること。

(13)　事業期間終了後の措置

事業者は、事業期間終了後、本施設を市が定める要求水準を満たす状態で市に引き継ぐこと。

2.2　特定事業の選定・公表に関する事項

(1)　選定の基本的考え方

市は、本事業をＰＦＩ方式で実施することにより、従来方式[12]で実施する場合と比較して、事業期間全体を通じた効率的かつ効果的な施設整備・運営及び市の財政負担の削減が期待できる場合には、ＰＦＩ法第７条の規定に基づき、本事業を特定事業として選定する。

[12] 施設の設計、建設、維持管理、運営について、市が業務ごとに仕様を定めて、民間事業者へ個別に発注する手法。

(2)　選定の手順

特定事業の選定は、次の手順による客観的評価に基づき判断する。

①　事業期間全体で見込まれる市の財政支出総額を算出し、これを現在価値に換算[13]した上で、従来方式の場合に見込まれる市の財政支出総額との定量的評価を行う。

②　ＰＦＩ方式により実施する場合の公共サービスの水準や市と事業者が負担するリスクの検討及び定性的評価を行う。

③　①・②の結果を踏まえた総合的評価を行う。

(3)　選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、ＰＦＩ法第11条第１項の規定に基づき、その判断の結果を評価内容と併せて速やかに公表する。

また、評価の結果等に基づき特定事業の選定を行わないこととした場合も、同様に公表する。

なお、選定結果は市ホームページ等により公表する。

[13] ＰＦＩ方式または従来方式で見込まれる将来費用の算出、比較にあたり、支出・収入の時点が異なる金額を、金利等を加味した現時点の金額に置き換えること。(「ＰＦＩ事業実施プロセスに関するガイドライン（内閣府　令和６年６月改正)」等に基づく。)

第３章　民間事業者の募集及び選定に関する事項

3.1　募集・選定に関する基本的事項

(1)　基本的考え方

本事業は、本施設の設計・建設等施設整備から維持管理・運営の各業務を通じて、民間事業者の最新の技術や知識、リスク管理能力等広範囲かつ高度な能力やノウハウを活用した効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の選定にあたっては価格に加え、施設・設備の性能や各段階における民間事業者の能力・ノウハウ・創意工夫を総合的に評価することが必要である。

（ＰＦＩ方式のイメージ）

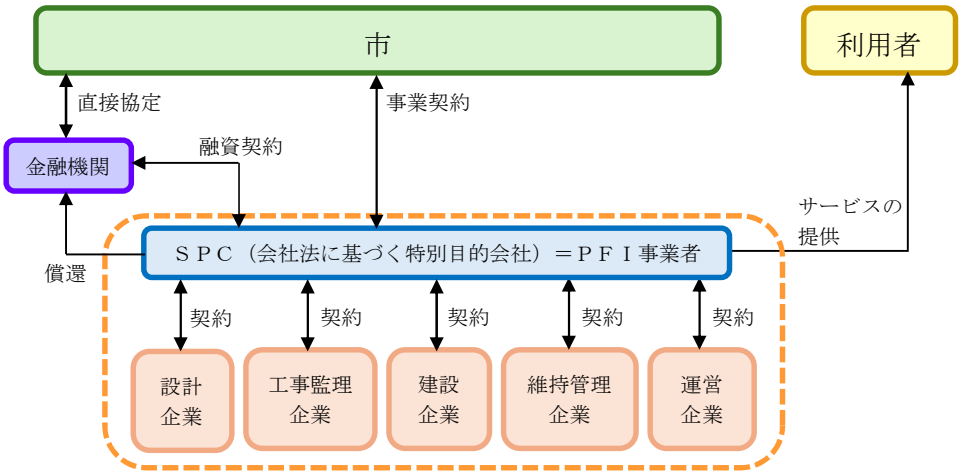

(2)　選定方法

事業者の募集・選定は、民間事業者の競争性や透明性の確保に配慮した上で、民間事業者が提案する価格を踏まえた市の財政支出額やサービスの内容をはじめ、設計内容、建設・維持管理・運営能力及び資金調達能力等を総合的に評価するため、公募型プロポーザル方式により行う。

(3)　選定委員会の設置

市は、ＰＦＩ法第５条第１項の規定に基づく実施方針の策定、事業者に対して求めるサービスの内容等を示す要求水準書及び優先交渉権者決定基準の検討のほか、同法第７条の規定に基づく特定事業の選定及び同法第８条第１項の規定に基づく事業者の選定に係る審議・審査を行うため、「鹿児島市新学校給食センター整備・運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置する。

なお、事業者の選定等にあたっては、専門的な見地から学識経験者等の意見を聴取することとし、選定委員会の構成及び学識経験者等は、募集要項等の交付時に示す。

(4)　審査方法

事業者の選定に係る審査は、参加資格審査と提案審査の二段階に分けて行う。なお、提案書類の提出方法等については、募集要項等の交付時に示す。

また、本事業に参加を希望するグループ（以下「応募グループ」という。）が１者であった場合でも、参加資格審査及び提案審査を行う。

①　参加資格審査

市は応募グループに対し、参加表明書及び参加資格審査に必要な書類（以下「参加表明書等」という。）の提出を求め、募集要項等に示す参加資格要件に基づき審査する。

②　提案審査

市は参加資格審査の通過者に対し、提案内容を記載した提案書類の提出を求め、選定委員会において、優先交渉権者決定基準に基づき提案内容を総合的に評価し、優先交渉権者を決定する。

(5)　公募の中止等

不正又は不誠実な行為等により、公募を公正に執行できないと認められるとき又は競争性を確保し得ないと認められるときは、公募の延期、再公募又は公募の取りやめ等の対処を図る場合がある。

(6)　優先交渉権者を選定しない場合

事業者の募集及び選定の過程において、応募グループがない又はいずれの応募グループも市の財政負担額の削減が見込めない等の理由により、本事業をＰＦＩ方式により実施することが適当でないと判断された場合は、市は特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

3.2　募集・選定の手順

(1)　募集・選定のスケジュール

事業者の募集及び選定のスケジュールは、次のとおりを予定し、詳細は募集要項等に示す。

令和7年度	実施方針及び要求水準書（案）（以下「実施方針等」という。）の公表	９月 22 日（月）
	実施方針等に関する説明会及び現地見学会（事業用地及び配膳室[14]に改修する現在の自校方式校給食室（８校））の参加申込受付	９月 22 日（月）～30 日（火）
	実施方針等に関する説明会及び現地見学会の実施	10 月　３日（金）
	実施方針等に関する個別対話の参加申込受付締切	10 月 24 日（金）
	実施方針等に関する質問・意見等の受付締切	10 月 24 日（金）
	実施方針等に関する個別対話の実施	11 月　５日（水）～７日（金）
	実施方針等に関する質問・意見等に対する回答及び個別対話を踏まえた共有認識事項の公表	11 月 28 日（金）まで
	特定事業の選定・公表	12 月下旬
	募集要項等の交付	12 月下旬
	募集要項等に関する説明会及び現地見学会の実施	１月上旬
	募集要項等に関する質問（第１回）の受付締切	１月下旬
	募集要項等に関する質問（第１回）に対する回答	２月中旬
	参加表明書等の受付締切	２月下旬
	参加資格審査結果の通知	３月上旬
	募集要項等に関する質問（第２回）の受付締切	３月中旬
	募集要項等に関する質問（第２回）に対する回答	３月下旬
令和8年度	提案書類の受付締切	４月下旬
	提案書類に関するプレゼンテーション・ヒアリング	７月上旬
	優先交渉権者の決定・公表	７月中旬
	優先交渉権者との基本協定締結	８月上旬
	優先交渉権者が設立する特別目的会社との事業仮契約締結	８月下旬
	市議会の議決による事業契約成立（本契約締結）	９月下旬

[14] 給食を受け入れるために設置される施設。

(2)　実施方針等に関する説明会及び現地見学会の実施

本事業の内容並びに事業者の募集及び選定に関する事項等について、市が本事業に参加する民間事業者（以下「応募者」という。）に対して説明を行うため、実施方針等に関する説明会及び現地見学会を次のとおり実施する。

①　実施方針等に関する説明会

開催日時	令和７年 10 月３日（金）　午前 10 時 30 分から正午まで
開催場所	鹿児島市教育総合センター２階　女性会館第１・第２研修室 （鹿児島市山下町６番１号）
備考	ア　実施方針等の資料は配布しないため、各自持参すること。 イ　教育総合センター敷地内の駐車場は使用できないため、留意すること。 ウ　説明会において、市は今後の予定価格算定の参考とするため、応募者に対して実施方針・要求水準書（案）の内容を踏まえた参考見積書の提出を依頼する予定である。なお、参考見積書の様式（例）についても説明会において示す予定である。

②　現地見学会

開催日時	令和７年 10 月３日（金）　午後１時から午後５時まで
対象施設等	事業用地及び配膳室に改修する現在の自校方式校給食室（８校）
備考	集合場所及びスケジュールの詳細は、③に示す参加申込を行った者に個別に連絡する。

③　①及び②の参加申込方法等

参加申込方法	「実施方針等に関する説明会及び現地見学会参加申込書（様式１）」に必要事項を記載の上、下記提出先宛てに電子メールにより提出すること。その際、電子メールの件名には【説明会・現地見学会参加申込書】と記載すること。 なお、提出後土曜日、日曜日及び休日を除く 24 時間以内に、申込の確認に関する返信がない場合は、速やかに下記提出先に連絡すること。 また、参加人数は１応募者につき３名までとする。
参加申込期限	令和７年９月 30 日（火）　午後５時まで
提出先	鹿児島市教育委員会事務局教育部保健体育課学校給食係 （電子メール）hotai-kyushoku@city.kagoshima.lg.jp （　電　話　）099-227-1989（直通）

(3)　実施方針等に関する質問・意見等の受付及び回答の公表

①　受付期間

令和７年９月 22 日（月）から 10 月 24 日（金）　午後５時まで

②　提出方法

「実施方針等に関する質問書（様式２－１）」及び「実施方針等に関する意見・提案書（様式２－２）」に必要事項を記載の上、(2)③に示す提出先宛てに電子メールにより提出すること。その際、電子メールの件名には【質問・意見書】と記載すること。

なお、提出後土曜日、日曜日及び休日を除く 24 時間以内に、提出の確認に関する返信がない場合は、速やかに提出先に連絡すること。

また、①の受付期間内に提出がない場合は、質問・意見等はないものとみなす。

③　回答の公表

質問・意見等の内容及びその回答は、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものを除き、市ホームページにおいて令和７年 11 月 28 日（金）までに公表する。

(4)　実施方針等に関する個別対話の実施

本事業の内容並びに事業者の募集及び選定に関する事項等について、市と応募者の間の解釈の齟齬を防止するとともに、応募者の意見等を募集要項等の公表資料に反映するため、実施方針等に関する個別対話を次のとおり実施する。

なお、個別対話の内容は、(3)の質問・意見等の受付の内容と重複しないよう、書面による質疑応答が困難な、個別具体的なものとする。

また、個別対話の内容は、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものを除き、提案書類の作成にあたり認識を共有する必要がある事項について、市ホームページにおいて令和７年 11 月 28 日（金）までに公表する。

開催日時	令和７年 11 月５日（水）から 11 月７日（金）のうち、市が指定する日 （１応募者につき 20 分間程度）
開催場所	鹿児島市教育総合センター３階　青年図書連絡室（鹿児島市山下町６番１号）
参加申込方法	「実施方針等に関する個別対話参加申込書（様式３－１）」、「実施方針等に関する個別対話での確認事項（様式３－２）」及び「実施方針等に関する個別対話での提案事項（様式３－３）」に必要事項を記載の上、(2)③に示す提出先宛てに電子メールにより提出すること。その際、電子メールの件名には【個別対話参加申込書】と記載すること。 なお、提出後土曜日、日曜日及び休日を除く 24 時間以内に、申込の確認に関する返信がない場合は、速やかに提出先に連絡すること。 また、参加人数は１応募者につき５名までとする。
参加申込期限	令和７年 10 月 24 日（金）　午後５時まで
提出先	(2)③に示す提出先に同じ。
備考	ア　実施方針等の資料は配布しないため、各自持参すること。 イ　教育総合センター敷地内の駐車場は使用できないため、留意すること。 ウ　参加の回数は１応募者につき１回とする。

(5)　実施方針等の変更

市は、質問・意見等の内容を踏まえ、特定事業の選定までの間に実施方針等の内容を見直し、変更する場合がある。なお、変更した場合は、その内容を速やかに市ホームページにおいて公表する。

(6)　特定事業の選定・公表

市は、「2.2　特定事業の選定・公表に関する事項」に記載のとおり、本事業をＰＦＩ方式により実施するか否かを客観的に評価し、ＰＦＩ方式による実施が適当と判断した場合は、ＰＦＩ法第７条の規定に基づく特定事業の選定を行い、同法第 11 条の規定に基づき、その結果を公表する。

(7)　募集要項等の交付

市は、本事業を特定事業として選定した場合は、募集要項等を市ホームページにおいて公表する。なお、募集要項等の交付後の手続きは、募集要項等の交付時に示す。

3.3　応募者の備えるべき参加資格要件

(1)　応募グループの構成等

① 応募グループの構成

ア　応募グループは、本施設の設計・建設、厨房設備の設計・調達・設置、工事監理、維持管理及び運営の各業務を含む事業実施のために必要な能力を備えた複数の応募者で構成すること。なお、応募グループには、上記以外の本事業を実施する上で必要となる業務を担当する応募者を含めることができる。

イ　応募グループは、以下に定義する応募者で構成すること。なお、構成員のみでの構成も可とする。

構成員	特別目的会社（以下「ＳＰＣ[15]」という。）に出資する企業で、ＳＰＣから直接業務を受託又は請け負う企業
協力企業	ＳＰＣに出資はしないが、ＳＰＣから直接業務を受託又は請け負う企業
代表企業	構成員のうち、最大の出資を行う企業。構成員を代表し、市への応募手続き等を行う企業。

※　構成員と協力企業を総称して、以下「構成企業」という。

ウ　構成企業は、ＳＰＣから受託した又は請け負った業務の一部について、第三者に再委託又は下請負人を使用することができるが、その場合は当該委託又は請負に係る契約の締結前に速やかに市に通知すること。

エ　構成企業には、鹿児島市内に本店を有する応募者を１者以上入れること。

（ＳＰＣの構成例）

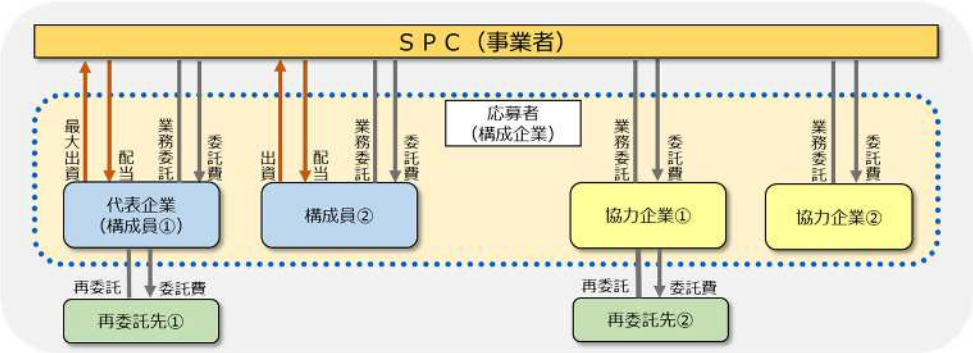

② 代表企業・構成員・協力企業等の明示

応募グループは、参加表明書等の提出時に、構成員（代表企業である場合はその旨も記載）又は協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。

[15] Special Purpose Company の略。特定の事業を遂行することのみを目的として、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づき設立する法人のこと。市はＳＰＣの業務状況の把握、管理指導を行う。

③　複数業務の禁止

同一の応募者が複数の業務を兼ねて行うことは妨げない。

ただし、建設業務と工事監理業務を同一の応募者又は資本関係若しくは人的関係のある応募者が兼ねて行ってはならない。

※　「資本関係のある応募者」とは、以下のいずれかに該当する二者の場合をいう。ただし、子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更正会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

ア　親会社（会社法第２条第４号に規定する親会社。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

ウ　その他上記と同視しうる資本関係があると認められ、募集及び選定の適正さが阻害されると認められる場合

※　「人的関係のある応募者」とは、以下のいずれかに該当する二者の場合をいう。ただし、アについては、会社の一方が更正会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

ア　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他上記と同視しうる人的関係があると認められ、募集及び選定の適正さが阻害されると認められる場合

④　複数提案の禁止

応募グループの構成企業及び当該企業と資本関係若しくは人的関係のある者は、他の応募グループの構成企業になることができない。

(2)　応募者の参加資格要件

応募グループの構成企業となる応募者は、次の参加資格要件のすべてを、参加資格確認の基準日において満たす者とする。なお、参加表明書等に事実と異なる記載をしたことが判明した者は、当初から参加がなかったものとみなす。

このほか、この実施方針の公表後、「3.1(3)　選定委員会の設置」に記載の選定委員会の委員等及び意見を聴取する学識経験者等に接触した者又は接触を試みた者は、参加資格を失うものとする。

① 共通の参加資格要件

ア ＰＦＩ法第９条各号の規定に該当しない者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

ウ 市が意見を聴取する学識経験者等又は学識経験者等が所属する企業と資本関係若しくは人的関係のある者でないこと。

エ 本事業に係る事業手法選定等支援業務及び事業者公募等アドバイザリー業務の受託者であるパシフィックコンサルタンツ株式会社（東京都千代田区神田錦町三丁目 22 番地）並びに同社が業務提携する日比谷パーク法律事務所（東京都千代田区有楽町一丁目５番１号）又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係のある者でないこと。

オ この実施方針の公表日（以下「公表日」という。）から参加資格確認の基準日までの間において、市が定める指名停止に関する要綱[16]に基づく指名停止又は鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成 26 年３月 27 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しないこと。

キ 公表日以降において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生開始手続の申立てがなされている者（これらの手続開始の決定後に建設業法に基づく経営事項審査を受け、かつ、更生計画又は再生計画が認可された者を除く。）でないこと。

ク 納期の到来している国税、都道府県税、市区町村税を完納していること。

ケ 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していると認められる者であること。

コ 本事業を安定的・継続的かつ効率的・効果的に実施できる経験及びノウハウを有していると認められる者であること。

[16] 鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成８年５月 29 日制定）、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 11 年４月 16 日制定）及び鹿児島市物品購入等有資格業者の指名停止等に関する要綱（平成８年５月 29 日）。

② 業務別の参加資格要件

応募グループの構成企業となる応募者のうち、次のアからカの各業務を行う者は、①の要件に加え、それぞれ次の要件を満たすこと。

ただし、建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本関係若しくは人的関係のある者が兼ねて行ってはならない。

ア 設計業務を行う者

設計業務を行う者は、次の(ａ)から(ｆ)までの要件のすべてを満たすこと。

ただし、業務を複数の者で行う場合は、すべての者が(ａ)の要件を満たし、かつ、少なくとも１者はすべての要件を満たすこと。

(a) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

(b) ＨＡＣＣＰ対応施設に対する相当の知識を有していること。

※ 「相当の知識を有している」とは、ＨＡＣＣＰ対応施設（ＨＡＣＣＰの認証を取得した施設をいう。以下同じ。）の実施設計の完了若しくは運営実績又はドライシステムの学校給食施設（学校給食法に定める義務教育諸学校の共同調理場をいう。以下同じ。）若しくは民間調理施設の実施設計の完了若しくは運営実績、ＨＡＣＣＰに関する書籍の出版等の実績又はＨＡＣＣＰに関する審査員資格等を有する者をいう。以下同じ。

(c) 平成 22 年４月１日以降、国又は地方公共団体が発注する延べ面積 2,000 ㎡以上の建築物の改修を除く実施設計業務を元請として受託し、かつ、履行した実績を有していること。

(d) 平成 22 年４月１日以降、ドライシステムを導入した学校給食施設又は集団調理施設の実施設計業務を元請として受託し、かつ、履行した実績を有していること。

(e) 一級建築士の資格を有する者を監理技術者として設計業務期間中に配置できること。なお、当該技術者は常勤の社員であり、かつ、設計業務期間中において直接的雇用関係があり、かつ、平成 22 年４月１日以降、国又は地方公共団体が発注する延べ面積 2,000 ㎡以上の建築物の新築等に係る実施設計業務に監理技術者として又は建築（意匠）主任技術者として従事した実績を有していること。

(f) 一級建築士の資格を有する者を建築（意匠）主任技術者として設計業務期間中に配置できること。なお、当該技術者は常勤の社員であり、かつ、設計業務期間中において直接的雇用関係があること。

イ　工事監理業務を行う者

工事監理業務を行う者は、次の（ａ）から（ｅ）までの要件をすべて満たすこと。

ただし、業務を複数の者で行う場合は、すべての者が（ａ）の要件を満たし、かつ、少なくとも１者はすべての要件を満たすこと。

(a) 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

(b) ＨＡＣＣＰ対応施設に対する相当の知識を有していること。

(c) 平成 22 年４月１日以降、国又は地方公共団体が発注する延べ面積 2,000 ㎡以上の建築物の改修を除く工事監理業務を元請として受託し、かつ、履行した実績を有していること。

(d) 平成 22 年４月１日以降、ドライシステムを導入した学校給食施設又は集団調理施設の工事監理業務を元請として受託し、かつ、履行した実績を有していること。

(e) 一級建築士の資格を有する者を監理技術者として工事監理業務期間中に配置できること。なお、当該技術者は常勤の社員であり、かつ、工事監理業務期間中において直接的雇用関係があること。

ウ　建設業務を行う者

建設業務を行う者は、次の（ａ）から（ｆ）までの要件をすべて満たすこと。

ただし、業務を複数の者で行う場合は、すべての者が（ａ）、（ｂ）及び（ｃ）の要件を満たし、かつ、少なくとも１者はすべての要件を満たした上で、構成員となること。

(a) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の許可業種につき、建築工事業の許可を受けてからの営業年数が５年以上であること。

(b) 建築工事業につき特定建設業の許可を受けていること。

(c) 市の建設工事等競争入札参加資格を有し、業種名が「建築工事」に登録されていること。

(d) 鹿児島県内に本店を有している者は、鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格者名簿登載に係る令和７年７月１日付けの登録通知書に記載された建築一式工事の等級が「Ａ級」であって、かつ、総合点数 1,200 点以上であること。

鹿児島県外に本店を有している者は、建設業法に基づく経営規模等評価結果通知書の建築一式工事の総合評定値（鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格者名簿登載に係る令和７年７月１日付けの有資格決定通知書に記載された客観点数（会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者にあっては、これらの手続開始の決定後に新たに受けた経営規模等評価の結果通知書の

総合評定値）をいう。）が 1,200 点以上であること。

(e) 平成 22 年４月１日以降に竣工した、国又は地方公共団体が発注する鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、かつ、延べ面積 2,000 ㎡以上の建築一式工事のうち改修を除く完成工事実績（完了、引渡し済みのものに限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 15 パーセント以上のものに限る。）を有していること。

(f) 平成 22 年４月１日以降に竣工した、国又は地方公共団体が発注する鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、かつ、延べ面積 2,000 ㎡以上の建築一式工事のうち改修を除く完成工事実績（完了、引渡し済みのものに限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 15 パーセント以上のものに限る。）において、現場代理人、主任技術者又は監理技術者としての施工経験を有し、かつ、参加資格確認の基準日において、監理技術者資格者証（建築）の交付を受け、かつ、監理技術者講習修了証を有している者であって、連続して３月以上の直接的な雇用関係にある者を本工事に専任で配置できること。

エ　厨房設備の調達・設置業務を行う者

厨房設備の調達・設置業務を行う者は、次の(ａ)の要件を満たすこと。

ただし、業務を複数の者で行う場合は、少なくとも１者は(ａ)の要件を満たすこと。

(a) 平成 22 年４月１日以降、ドライシステムを導入した学校給食施設又は集団調理施設の新築工事に係る厨房設備の調達・設置業務を元請として受託し、かつ、履行した実績を有していること。

オ　維持管理業務を行う者

維持管理業務を行う者は、次の(ａ)の要件を満たすこと。

ただし、業務を複数の者で行う場合は、少なくとも１者は(ａ)の要件を満たすこと。

(a) 平成 27 年４月１日以降、国又は地方公共団体が発注する延べ面積 2,000 ㎡以上の建築物の維持管理業務を元請として受託し、かつ、履行した実績（ＰＦＩ方式又はＤＢＯ方式等による事業で、維持管理の期間が長期にわたる業務の場合、当該事業の事業期間が終了していない場合であっても、事業の開始が平成 27 年４月１日以降で、かつ、開始後１年以上を経過している場合には実績として認めるものとする。）を有していること。

カ　運営業務を行う者

運営業務を行う者は、次の（ａ）から（ｄ）までの要件をすべて満たすこと。

ただし、業務を複数の者で行う場合は、すべての者が（ａ）の要件を満たし、かつ、少なくとも１者はすべての要件を満たすこと。

(a) 学校給食施設（すべての調理方式を含む。）において、令和４年４月以降、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 59 条第１項若しくは第２項、第 60 条第１項若しくは第２項又は第 61 条に基づく不利益処分を受けていないこと。また、学校給食調理業務において、履行期間の途中で契約解除となったことがないこと（発注者の責めに帰すべき事由による場合を除く。）及び落札等の決定後に正当な理由なく契約締結を辞退したことがないこと。

(b) ＨＡＣＣＰ対応施設に対する相当の知識を有していること。

(c) 平成 27 年４月１日以降、国又は地方公共団体が発注したドライシステムを導入し、かつ、１日あたりの提供食数が最大 5,000 食以上の学校給食施設の調理業務を元請として受託し、かつ、履行した実績（ＰＦＩ方式又はＤＢＯ方式等による事業で、運営の期間が長期にわたる業務の場合、当該事業の事業期間が終了していない場合であっても、事業の開始が平成 27 年４月１日以降で、かつ、開始後１年以上を経過している場合には実績として認めるものとする。）を有していること。

(d) １回 2,000 食以上を調理する大量調理施設において、調理業務の実務経験を３年以上、かつ、栄養士又は調理師のいずれかの資格を有する者を調理責任者として運営業務期間中に配置できること。なお、当該責任者は常勤の社員であり、かつ、運営業務期間中において直接的雇用関係があること。

③　市の入札参加資格を有しない者の参加

市の建設工事等競争入札参加資格、物品購入等入札参加資格又は業務委託等入札参加資格を有していない応募者がある場合、市は応募グループに対して、参加資格審査において当該応募者に係る必要な書類の提出を求める。

④　参加資格確認の基準日

市が参加資格を確認する基準日は、参加表明書等の受付日とする。

⑤　参加資格の喪失等

ア　参加資格確認の基準日の翌日から優先交渉権者の決定日までの間において、応募グループの構成企業のいずれかが参加資格を欠くに至った場合、市は原則、当該応募グループを提案審査の対象から除外する。

ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格を欠くに至った場合で、応募グループが構成企業の変更等を申請した場合において、市が参加資格の確認の結果や提案内容の実現性・継続性、参加資格を喪失した構成企業を除く構成企業の責に帰すべき事由の有無等を総合的に勘案し、事業契約締結後の事業実施に支障をきたさないと判断した場合は、当該応募グループの参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。

イ　優先交渉権者の決定日の翌日から事業契約の締結日までの間において、優先交渉権者の構成企業のいずれかが参加資格要件を欠くに至った場合、市は当該優先交渉権者と事業契約を締結しない場合がある。なお、この場合において、市は当該優先交渉権者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格を欠くに至った場合で、優先交渉権者が構成企業の変更等を申請した場合において、市が参加資格の確認の結果や提案内容の実現性・継続性、参加資格を喪失した構成企業を除く構成企業の責に帰すべき事由の有無等を総合的に勘案し、事業契約締結後の事業実施に支障をきたさないと判断した場合は、当該優先交渉権者と事業契約を締結するものとする。

3.4　提案書類の取扱い

(1)　著作権

本事業に関する提案書類の著作権は、応募グループに帰属する。ただし、市は本事業の実施にあたり、公表が必要と認められるときは、提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募グループの提案書類について、市は本事業の審査に関する公表以外には使用しないものする。

なお、提出された提案書類等は返却しない。

(2)　特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則応募グループが負うものとする。

3.5　ＳＰＣとの契約手続き

(1)　契約手続き

市は、審査の結果、応募グループから優先交渉権者を決定した場合は、優先交渉権者と協議を行い、基本協定を締結する。

優先交渉権者は、基本協定に従い、事業仮契約締結までに本事業を実施するＳＰＣを設立し、市とＳＰＣの間で事業契約を締結する。また、当該ＳＰＣを事業者とする。

(2)　ＳＰＣ設立等の要件

①　ＳＰＣは、会社法の定める株式会社として、鹿児島市内に設立すること。

②　優先交渉権者の構成員は、ＳＰＣに対して必ず出資するものとし、構成員以外の者がＳＰＣに対して出資することは認めない。なお、代表企業の出資比率は、構成員中最大とすること。

③　構成員は、事業契約が終了するまでＳＰＣの株式を保有するものとし、市の書面による事前承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

第４章　民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

4.1　基本的考え方

本事業においては、リスクを最も適切に管理することのできる者が、当該リスクを担当するとの考え方に基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することを基本とする。したがって、本事業における本施設の設計・建設・維持管理・運営等における業務遂行上の責任は、原則として事業者が負うものとする。

ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がその全部又は一部を負う。

4.2　予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として「別紙１　リスク分担表（案）」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的内容は、募集要項等の交付時に示す事業契約書（案）において示す。

4.3　市による事業の実施状況の監視（モニタリング）等

市は、本事業の目的を達成するため、事業者が事業契約等で定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に定めたサービスの水準を達成しているか、及び事業者の財務状況の把握等を目的として、モニタリングを行う。

また、事業者は、業務サービスの水準を維持改善するため、自ら業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施する。

市が行うモニタリングは、本施設の設計・建設等施設整備及び維持管理・運営の各段階において実施し、事業者が行うセルフモニタリングの結果の活用等その方法及び内容等は、募集要項等の交付時に示す。

(1)　設計・建設等施設整備段階

市は、事業者が実施する設計・建設等施設整備業務が、市の定める要求水準に適合しているか否かについて確認を行う。

(2)　本施設の引渡し段階

市は、建設工事の完成時に、事業者から本施設の譲渡を受けるにあたり、本施設等が事業契約等に定める性能基準を満たしているか否かを確認するため、完成検査を行う。

(3)　維持管理・運営段階

市は、事業者が行う維持管理・運営業務について、定期的に確認を行う。

また、事業者の経営状況・財務状況について定期的に報告を求め、確認を行う。

(4)　モニタリングの費用負担

市が行うモニタリングに係る費用は、原則市の負担とし、事業者の書類作成等に係る費用並びに業務のマネジメント及びセルフモニタリングに係る費用は、事業者の負担とする。

(5)　モニタリングの結果への対応

市が行うモニタリングの結果、事業者が実施する業務が市の定める要求水準等を満たしていないことが判明した場合は、市は事業者に業務内容の速やかな改善を求めるとともに、未達成の度合いに応じて業務対価の減額等を行う。

なお、事業者は市の改善の要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

第５章　公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

5.1　立地条件

本施設を整備する事業用地の主な前提条件は、次のとおりであり、条件等の詳細は要求水準書（案）において示す。

<table>
<tr><td>事業用地</td><td colspan="2">鹿児島市石谷町 1150 番ほか５筆（位置図は別紙２のとおり）</td></tr>
<tr><td>所有者</td><td colspan="2">鹿児島市（令和７年９月所有権移転予定）</td></tr>
<tr><td>敷地面積</td><td colspan="2">12,012.54 ㎡</td></tr>
<tr><td>用途地域</td><td colspan="2">指定なし（松元都市計画区域）
※特定用途制限地域：田園居住環境保全地区環境保全型</td></tr>
<tr><td>容積率</td><td colspan="2">200％</td></tr>
<tr><td>建ぺい率</td><td colspan="2">60％</td></tr>
<tr><td rowspan="5">インフラ</td><td>上水</td><td>● 基本計画に基づき、県道 210 号小山田谷山線から事業用地北東側の里道沿いにφ100 の本管の布設を想定している。
● 事業用地南側の市道新村伏野線にφ75 の本管があるが、本事業での使用は想定していない。</td></tr>
<tr><td>下水</td><td>下水道処理区域外</td></tr>
<tr><td>電気</td><td>県道 210 号小山田谷山線から南側市道へ架空配電線が設置されている。</td></tr>
<tr><td>ガス</td><td>ＬＰガス（都市ガスの敷設予定なし）</td></tr>
<tr><td>通信</td><td>県道 210 号小山田谷山線から南側市道へ架空配電線が設置されている。</td></tr>
<tr><td>道路</td><td colspan="2">［事業用地北東側］　市所有の里道（幅員約 3.0m）あり。事業用地から県道 210 号小山田谷山線までの拡幅・使用に向け、令和７年度に設計業務委託を実施し、線形・道路構造等を検討中。
［事業用地南側］　市道新村伏野線（幅員約 4.0～6.5m）があるが、本事業での使用は想定していない。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="2">周囲は主に畑で、西側に高齢者福祉施設あり。</td></tr>
</table>

5.2　施設の基本条件等

本施設の基本条件は次のとおりを想定し、条件等の詳細は要求水準書（案）において示す。

(1)　施設の基本条件

階数	地上２階建てを基本とする。
延べ面積	約 5,500 ㎡
炊飯施設	あり
アレルギー対応	専用の調理室を整備し、除去食による対応を基本（約 220 食／日）
見学スペース	あり

(2)　提供食数

１日あたり最大 10,000 食（(1)に記載の食物アレルギー対応食[17]を含む。）

(3)　施設稼働日数

施設の稼働日数は、年間 200 日程度を予定している。

第６章　事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

6.1　基本的考え方

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合は、事業契約書に定める具体的措置に従うものとする。

6.2　管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、鹿児島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

[17] アレルギー原因食品を除いた対応食。アレルギー原因食品は、要求水準書（案）において示す。

第７章　事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

7.1　基本的考え方

事業者は、ＳＰＣの設立等により、構成企業からの倒産隔離措置をあらかじめ講じることとする。また、事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書で定める事由ごとに、市及び事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。

7.2　事業の継続が困難となった場合の措置

(1)　事業者の責めに帰すべき事由の場合

① 事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出及び実施を求める。なお、事業者が当該期間内に改善できなかったときは、市は事業契約を解除することができる。

② 事業者の財務状況が著しく悪化したこと、その他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約書に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解除することができる。

③ ①又は②により事業契約が解除された場合、市は事業契約書に基づき事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

(2)　市の責めに帰すべき事由の場合

① 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により、事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。

② ①により事業契約が解除された場合、事業者は生じる損害について、市に対して賠償を求めることができる。

(3)　市及び事業者の責めに帰すことのできない事由の場合

① 不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、事業の継続が困難となった場合、市と事業者は事業契約書に基づき、事業継続の可否について協議を行う。

② 一定期間内に協議が整わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知を行うことにより、事業契約を解除することができる。

③ ①及び②により事業契約が解除された場合、それぞれ生じる損害について、相手方に対して賠償を求めることができるものとし、その詳細は募集要項等の交付時に示す。

(4) その他の事由の場合

その他事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

7.3 市と金融機関（融資団）との協議

市は、本事業の安定的な継続を確保するため、一定の重要事項について、事業者に対して資金を融資する金融機関の融資団と協議を行い、次の事項を含む直接協定を締結する。

① 金融機関（融資団）が、自身の保有する事業者に対する債権回収・保全の状態及び事業者の財務状況に関する情報を、市に報告する義務

② 債務不履行事由その他事業契約の解除・終了事由を市が認識した場合に、市が金融機関（融資団）に通知する義務

③ 事業契約の解除・終了事由が発生した場合に、市と金融機関（融資団）が対応を協議する義務

第８章　法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

8.1　法制上及び税制上の措置

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによるものとする。

なお、現段階では本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

また、本事業に必要な事業用地は行政財産であり、市はこれをＰＦＩ法第 69 条第６項から第 12 項までの規定に基づき、事業者に対して無償で使用させる。

このほか市は、事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行う。

8.2　財政上及び金融上の支援

(1)　国庫支出金及び地方債

市は、本事業において国庫支出金及び地方債を充当することを前提としているため、事業者は、その申請等に必要な書類の作成等の支援を行うこと。

(2)　その他の財政上及び金融上の支援

事業者が本事業を実施するにあたり、(1)を除く財政上又は金融上の支援を受けることができる可能性がある場合（ふるさと融資（地域総合整備資金貸付）　一般財団法人地域総合整備財団　等）は、市はその支援を事業者が受けることができるよう、可能な範囲で必要な協力を行う。

なお、市は事業者に対する補助、出資、保証等の支援は行わない。

第９章　その他特定事業の実施に関し必要な事項

9.1　議会の議決

市は、市議会の議決が必要な事項について、あらかじめ議会の議決を受ける予定である。

9.2　応募に伴う費用

応募に伴う費用は、すべて応募グループの負担とする。

9.3　本事業において使用する言語・通貨単位

本事業において使用する言語は日本語、通貨単位は円とする。

9.4　情報公開・情報提供

本事業に関する情報は、適宜市ホームページにおいて公表する。

9.5　実施方針等に関する問合せ先

鹿児島市教育委員会事務局　教育部　保健体育課　学校給食係
住　所：〒892-8677　鹿児島県鹿児島市山下町６－１
電　話：099-227-1989
E-Mail：hotai-kyushoku@city.kagoshima.lg.jp

［別紙１］ リスク分担表（案）

本事業において予想されるリスク及び市と事業者の責任分担に関する基本的考えは、次のとおりである。なお、詳細は募集要項等の交付時に示す事業契約書（案）において示す。その際、本表と事業契約書（案）が重複する箇所については、事業契約書（案）の規定を優先するものとする。

（●は主たる負担者・▲は従たる負担者）

段階	リスクの種類	No	リスクの内容	リスクの負担者	
				市	事業者
事業全体共通	募集要項等	1	募集要項等の誤り、内容の変更に関するもの	●	
	応募費用	2	応募手続きに係る費用の負担		●
	契約未締結・遅延	3	市に起因するもの	●	
		4	事業者に起因するもの		●
		5	市議会の議決が得られないことによるもの（※１）	●	●
	政策変更	6	市の政策変更による本事業の変更・遅延・中断・中止等	●	
	法制度の新設・変更	7	本事業に直接影響を及ぼす法令等の新設・変更等（税制度を除く。）	●	
		8	上記以外で、本事業のみならず広く一般的に適用される法令等の新設・変更等（税制度を除く。）		●
	税制度の新設・変更	9	事業者の利益に課される税制度の新設・変更		●
		10	上記以外の税制度の新設・変更	●	
	許認可取得の遅延	11	市に起因するもの	●	
		12	上記以外の理由によるもの		●
	住民対応	13	本施設の整備・運営等本事業の実施自体に関する住民反対運動・要望等	●	
		14	事業者が行う調査・設計・建設・維持管理・運営等に関する住民反対運動・要望等		●
	第三者賠償	15	市が行う業務に起因するもの	●	
		16	事業者が行う業務に起因するもの		●
	環境の保全	17	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩や騒音・振動・光・臭気等		●

※１　市に起因するもの及び事業者に起因するものを除き、それぞれが発生した費用を負担する。

（●は主たる負担者・▲は従たる負担者）

段階	リスクの種類	No	リスクの内容	リスクの負担者	
				市	事業者
事業全体共通	不可抗力	18	天災等に起因する増加費用及び事業中断に伴う増加費用その他損害に関するもののうち、通常予見可能な範囲を超えるもの（※２）	●	▲
	物価変動	19	施設整備期間中における資材・労務費等や維持管理・運営期間中における物価変動（※３）	●	▲
	金利変動	20	提案書類の提出時から金利確定日までの金利変動によるもの	●	
		21	上記以外の金利変動によるもの		●
	用地瑕疵	22	市が提示した情報から合理的に想定できる地質障害や地中障害物等		●
		23	上記以外の地質障害や地中障害物等	●	
	事業の中止・延期・遅延	24	市に起因するもの	●	
		25	上記以外の理由によるもの		●
	性能	26	市が定める要求水準等への不適合（施工不良を含む。）		●
設計・建設段階	測量・調査	27	市が提示した測量・調査の不備	●	
		28	上記以外の測量・調査の不備		●
	設計の遅延・設計費用の増大	29	市に起因するもの	●	
		30	上記以外の理由によるもの（物価変動によるものを除く。）		●
	設計の変更	31	市に起因する大幅な計画・設計変更等	●	
		32	上記以外の理由による大幅な計画・設計変更等		●
	工事の遅延・工事費用の増大	33	市に起因するもの	●	
		34	上記以外の理由によるもの（物価変動によるものを除く。）		●
	用地の確保	35	本施設の事業用地の確保	●	
		36	上記を除く本施設の建設に要する用地の確保		●
	一般的損害	37	工事目的物等工事に関して生じた損害		●
	工事監理	38	工事監理の不備による工事内容・工期等の変更に関するもの		●

※２　一定の金額又は割合までは事業者が負担する。

※３　一定の割合までは事業者が負担する。

（●は主たる負担者・▲は従たる負担者）

段階	リスクの種類	No	リスクの内容	リスクの負担者	
				市	事業者
維持管理・運営段階	維持管理・運営開始の遅延	39	市に起因するもの	●	
		40	上記以外の理由によるもの		●
	什器・備品管理	41	市に起因する備品等の破損・紛失・盗難	●	
		42	上記以外の理由による備品等の破損・紛失・盗難		●
	施設の契約不適合	43	事業契約書に規定する契約不適合担保責任期間内に判明したもの		●
		44	事業契約書に規定する契約不適合担保責任期間終了後に判明したもの	●	
	維持管理・運営費用等の増大	45	市に起因する事業内容・用途の変更による業務量・費用の増大	●	
		46	上記以外の理由による業務量・費用の増大（物価変動によるものを除く。）		●
	技術革新	47	技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化のうち、市の指示により発生する費用の増大	●	
		48	技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化のうち、上記以外の理由により発生する費用の増大		●
	施設の性能維持	49	事業期間中における施設の性能の確保		●
	施設・設備の損傷	50	市が行う業務に起因するもの	●	
		51	上記以外の理由によるもの		●
	情報管理	52	市に起因する情報流出・紛失等	●	
		53	上記以外の理由による情報流出・紛失等		●
	給食提供数の増減（需要変動）	54	給食サービス形態の変更等市の指示による給食提供数の増加に伴い生じた事業者の費用の増大	●	
		55	児童生徒数・教職員数の変動によるもの（※４）	▲	●
		56	食べ残し等残渣の変動によるもの（市が作成する献立による影響を含む。）（※４）	▲	●

※４　市は事業者に対し、運営業務期間中一定の給食提供食数に係る業務対価を保証する。
ただし、一定以上の給食提供食数が増減する場合は、業務対価の見直しについて、市と事業者において協議する。

（●は主たる負担者・▲は従たる負担者）

段階	リスクの種類	No	リスクの内容	リスクの負担者	
				市	事業者
維持管理・運営段階	異物混入	57	食材の検収時における異物混入等	●	
		58	検収後の保存方法に起因する異物混入等		●
		59	調理・配送業務における異物混入等		●
		60	学校への給食配送後の異物混入等	●	
	食物アレルギー対応	61	対象児童生徒の情報収集不備・食材調達時の誤り・学校内での配膳時における誤りによる発症	●	
		62	事前の把握が困難なアレルギー物質による突発的な発症	●	
		63	調理段階におけるアレルギー物質の混入による発症		●
		64	配送先の誤り等事業者の責による誤食に伴う発症		●
		65	収集した情報の伝達不備（送付漏れ・紛失等）による発症（※５）	●	●
	食中毒	66	納入された食材に起因するもの	●	
		67	検収後の保存方法に起因するもの		●
		68	調理・配送業務に起因するもの		●
		69	学校への給食配送後の配膳に起因するもの	●	
	配送の遅延	70	交通混雑・悪天候による遅延のうち、通常想定できない要因によるもの	●	
		71	食品の納入遅延によるもの	●	
		72	事業者に起因するもの（例：調理の遅延・事業者の交通事故）		●
	配送費用の増大	73	配送計画の変更等市の指示によるもの	●	
		74	上記及び物価変動以外の理由によるもの（例：交通事情の悪化）		●
	残渣処理	75	受配校から本施設までの搬送及び計量		●
		76	本施設から処理施設までの搬送		●
		77	残渣の分別		●

※５　帰責事由による。

（●は主たる負担者・▲は従たる負担者）

段階	リスクの種類	No	リスクの内容	リスクの負担者	
				市	事業者
事業終了・移管	施設の性能確保	78	事業期間終了時における施設の性能の確保		●
	事業移管の手続	79	事業期間終了時の原状回復等施設の移管手続きに要する費用の負担		●

［別紙２］ 事業用地位置図

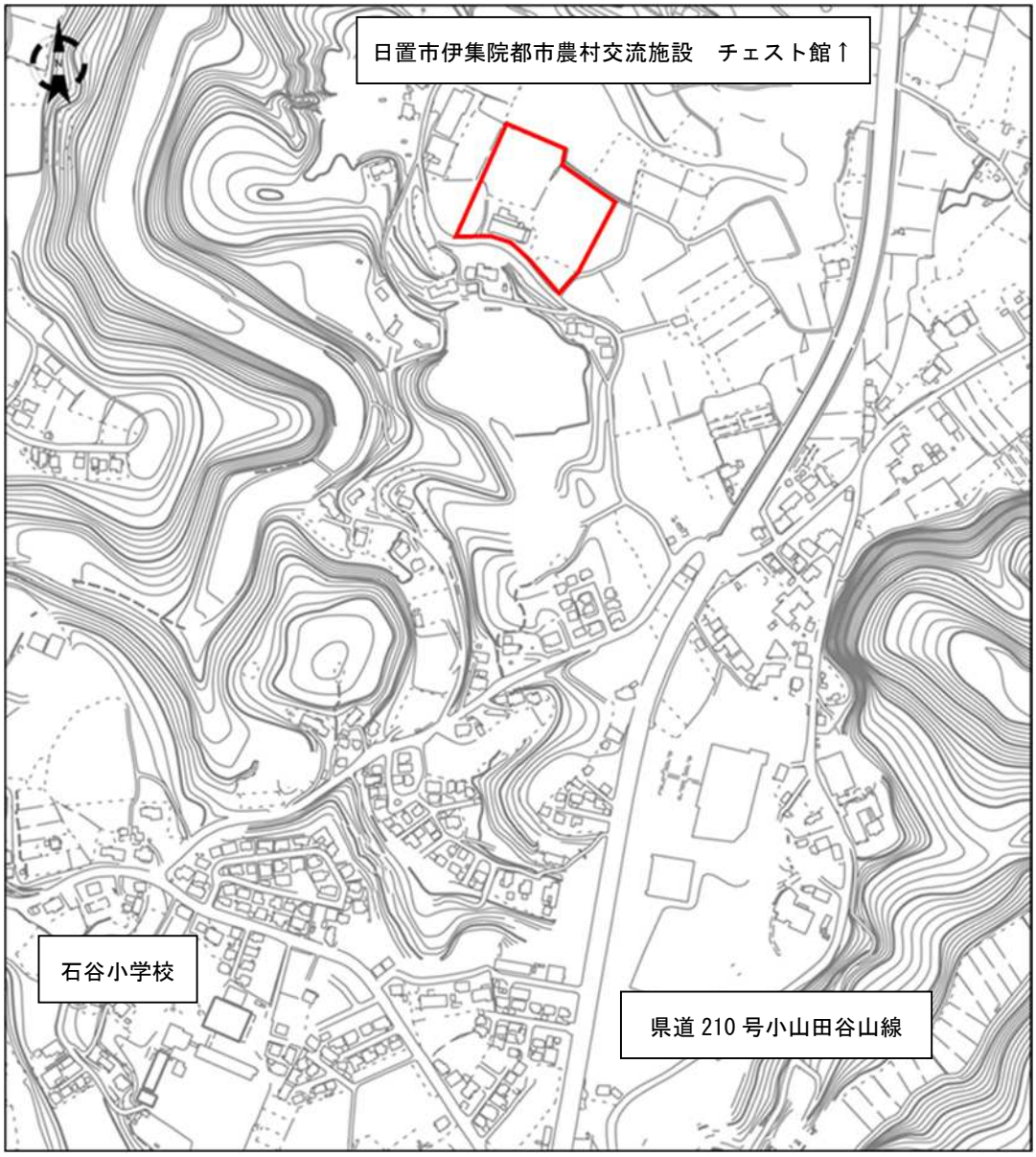

［様式１］ 実施方針等に関する説明会及び現地見学会参加申込書

（様式１）

令和　　年　　月　　日

「（仮称）鹿児島市新学校給食センター整備運営事業」に係る
実施方針等に関する説明会及び現地見学会参加申込書

鹿児島市長　殿

住　　所		
商号又は名称		
代　表　者		
担当者	氏　名	
	電　話	
	E-mail	

「（仮称）鹿児島市新学校給食センター整備運営事業」に係る実施方針等に関する説明会及び現地見学会への参加を申し込みます。

１　説明会	参加者１	役職		氏名	
	参加者２	役職		氏名	
	参加者３	役職		氏名	
２　現地見学会	（　　）　※１の参加者に同じ場合は○を、異なる場合は以下に記載。				
	参加者１	役職		氏名	
	参加者２	役職		氏名	
	参加者３	役職		氏名	
	【事業用地又は一部の学校のみ参加する場合は、その旨及び参加する学校名を記載】				
	緊急連絡先				

［様式２－１］ 実施方針等に関する質問書

（様式２－１）

令和　　年　　月　　日

「（仮称）鹿児島市新学校給食センター整備運営事業」に係る
実施方針等に関する質問書

鹿児島市長　殿

住　　所		
商号又は名称		
代　表　者		
担当者	氏　名	
	電　話	
	E-mail	

「（仮称）鹿児島市新学校給食センター整備運営事業」に係る実施方針等について、次の事項を質問します。

書類名	頁番号	項目名	質問事項

※　記入欄が不足する場合は、適宜用紙（Ａ４タテ）を追加してください。

［様式２－２］ 実施方針等に関する意見・提案書

（様式２－２）

令和　　年　　月　　日

「（仮称）鹿児島市新学校給食センター整備運営事業」に係る
実施方針等に関する意見・提案書

鹿児島市長　殿

住　　所		
商号又は名称		
代　表　者		
担当者	氏　名	
	電　話	
	E-mail	

「（仮称）鹿児島市新学校給食センター整備運営事業」に係る実施方針等について、次のとおり意見・提案がありますので提出します。

書類名	頁番号	項目名	意見・提案事項

※　記入欄が不足する場合は、適宜用紙（Ａ４タテ）を追加してください。

［様式３－１］ 実施方針等に関する個別対話参加申込書

（様式３－１）

令和　　年　　月　　日

「（仮称）鹿児島市新学校給食センター整備運営事業」に係る
実施方針等に関する個別対話参加申込書

鹿児島市長　殿

住　　所		
商号又は名称		
代　表　者		
担当者	氏　名	
	電　話	
	E-mail	

「（仮称）鹿児島市新学校給食センター整備運営事業」に係る実施方針等に関する個別対話への参加を申し込みます。

参加者	役職	氏名
1		
2		
3		
4		
5		

［様式３－２］ 実施方針等に関する個別対話での確認事項

（様式３－２）

令和　　年　　月　　日

「（仮称）鹿児島市新学校給食センター整備運営事業」に係る
実施方針等に関する個別対話での確認事項

鹿児島市長　殿

住　　所		
商号又は名称		
代　表　者		
担当者	氏　名	
	電　話	
	E-mail	

「（仮称）鹿児島市新学校給食センター整備運営事業」に係る実施方針等に関する個別対話において、次の事項を確認します。

書類名	頁番号	項目名	確認事項

※　記入欄が不足する場合は、適宜用紙（Ａ４タテ）を追加してください。

［様式３－３］ 実施方針等に関する個別対話での提案事項

（様式３－３）

令和　　年　　月　　日

「（仮称）鹿児島市新学校給食センター整備運営事業」に係る
実施方針等に関する個別対話での提案事項

鹿児島市長　殿

住　　所		
商号又は名称		
代　表　者		
担当者	氏　名	
	電　話	
	E-mail	

「（仮称）鹿児島市新学校給食センター整備運営事業」に係る実施方針等に関する個別対話において、次の事項を提案します。

書類名	頁番号	項目名	提案事項

※　記入欄が不足する場合は、適宜用紙（Ａ４タテ）を追加してください。